

社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの 基準に関する専門委員会の設置について

1. 設置の趣旨

昨年8月の子ども・子育て関連3法の成立により、放課後児童クラブの設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされた。このため、基準の内容等について検討するため、社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) 放課後児童クラブの基準について
- (2) その他

4. その他

- (1) 委員会は原則公開とする。

社会保障審議会児童部会
放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 委員名簿

平成25年5月29日

氏名	所属
石崎 昭衛	新潟県北蒲原郡聖籠町保健福祉課長
尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
川綱 新二	文京区立柳町児童館館長
齋藤 紀子	横浜市こども青少年局青少年部放課後児童育成課長
笹川 昭弘	松戸市子ども部子育て支援課長
中川 一良	公益社団法人京都市児童館学童連盟常務理事、健全育成・子育て支援統括監
野中 賢治	鎌倉女子大学非常勤講師
堀内 智子	静岡県健康福祉部理事(少子化対策担当)
松村 祥子	放送大学教授
吉原 健	社会福祉法人東京聖労院顧問(前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長)

(敬称略、五十音順)